

## 豊橋市市民協働推進補助金

### (市民活動若者支援(わかば)補助金) 審査について

#### 1. 審査の流れ

◎提出された企画案の審査は、以下のスケジュールにより豊橋市市民協働推進審議会が審査、採点を行います。

◎審議会委員1名あたり1企画30点満点です

(1) 応募書類確認 7月	提出された応募書類について、書面上の不備の有無などを確認します。内容によって団体へ修正を依頼します。
(2) 企画案の質疑応答 書類審査 7月	質疑がある場合は応募団体へ書面により照会します。 質疑への回答がない場合は、審査できないこともあります。 提案された企画案について、審議会が書類審査を行います。
(3) 審査結果通知 7月	審議会の審査結果を元に市長が補助対象とする企画を決定し、結果を通知します。

#### 2. 審議会委員による審査について

(1) 企画案を以下の評価点・審査項目により採点します。

##### A. 評価点

評価	点数
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

##### B. 審査項目と項目ごとの倍率

審査項目		倍率
公益性	活動が公共の利益に寄与していること。	1.0
必要性	現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。	2.0
独創性	新しい発想や独自の考えがあること	2.0
実現性	事業計画、実施体制、資金計画等から着実な事業遂行が見込まれること	1.0

(2) 審査点を集計して採択、非採択を決定します。

審査点 = (A. 評価点 × B. 審査項目と項目ごとの倍率) の合計

審査基準点 = 審議会委員数 (10名) × 18点 (6割) = 180点

※合計点の点数の高い企画から採択し、予算を超えた時点の企画までを採択とします。

※最後に採択となった企画の補助上限は「予算額から先に採択となった企画の補助上限額を差し引いた金額」になります。

※審査基準点以上でなければ採択されません。